２　神戸大学大学院農学研究科の課程を経た者の博士論文草稿の予備審査に関する内規

平成19年４月１日制定
令和５年６月16日様式改正
令和６年５月17日改正

（趣　旨）

第１条　この内規は，神戸大学大学院農学研究科博士課程後期課程の博士論文審査に先立ち実施する博士論文草稿の予備審査に関し必要な事項を定めるものとする。

（出願手続）

第２条　博士論文草稿の予備審査を願い出る者は，次の各号に掲げる書類を指導教員に提出するものとする。

(1)　博士論文草稿予備審査願（別紙様式１）
(2)　博士論文の草稿
(3)　論文内容の要旨（別紙様式２）
(4)　論文目録（別紙様式３）
(5)　その他の参考論文

（予備審査委員会）

第３条　予備審査の願い出があったときは，出願者ごとに，予備審査委員会を置く。

２　予備審査委員会は，提出された論文草稿等の内容の検討を行い，学位審査に値するか否かを判定する。

３　予備審査委員会は，指導教員及び指導教員から委嘱された２人以上の教員をもって組織する。

４　指導教員は，必要があると認めるときは，前項に定めるもののほか博士論文提出予定者の専門分野に関係の深い学術領域の研究科博士課程担当相当の者を予備審査に加えることができる。

５　予備審査委員会は，論文草稿等の内容が学位審査に値すると認めたときは，予備審査結果報告書（別紙様式４）を専攻長に提出するものとする。

６　予備審査委員会は，予備審査の結果を出願者に通知するものとする。

（審査委員候補者の選出）

第４条　専攻・講座会議は，予備審査委員会の報告に基づき，博士論文提出予定者ごとに博士論文審査候補者（主査及び副査の候補者）３人以上を選出するものとする。

（研究科長への届出）

第５条　専攻長は，専攻・講座会議終了後，直ちに，博士論文提出予定者・審査委員候補者名簿を（別紙様式５）を研究科長に届け出るものとする。

附　則

この内規は，平成19年４月１日から施行する。

附　則

この内規は，令和６年７月１日から施行する。